屋外広告物の許可申請（新規）手続きについて

必要書類（正副各2部）	備考
屋外広告物許可申請書 （第1号様式）	
表示・設置場所の案内図	ゼンリン等の写し（広告物の設置場所がわかるように図示したもの。） ※特別規制地域における案内図板の設置の際には、設置場所から案内先までの経路も図示すること。）
仕様書及び設計図、色彩及び意匠(ﾃﾞｻﾞｲﾝ)を表す図面	照明の有無、広告物の面数なども記入すること。 ※特別規制地域における案内広告物の設置の際には、案内部分の面積、写真・イラスト部分の面積を算出し、地色の色彩をマンセル値で記入すること。
表示・設置場所周辺のカラー写真	完成後の予想図を図示すること。 ※特別規制地域における案内広告物の設置の際には、周辺の案内広告物との相互間距離が取れていることを示す写真を添付すること。
堅ろうな広告物管理者設置届 （第10号様式）	高さが４ｍを超える工作物（堅ろうな広告物）を設置する場合のみ。管理者資格の証明書の写しを添付すること。（静岡県の屋外広告業登録証の写しなど）
工作物確認済証の写し	堅ろうな広告物を設置する場合。
道路占用許可証の写し	道路を占用する場合には添付すること。
土地建物等使用承諾書の写し	広告を設置している土地建物を借用している場合には添付すること。（自己所有地の場合は添付不要。） ※承諾書に借用する土地の地番、借用期限が記載されていない場合は空欄に明記すること。

1　屋外広告物許可申請書
- ・住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入、押印すること。
- ・「広告物の種類」は、自家、案内、一般の区別および野立、壁面、屋上、袖等の形態を記入すること。
- ・「表示の内容」「形状及び面積」「材料及び構造」「色彩、意匠その他表示の方法」の各欄は、添付図面に示されていれば「別添のとおり」の記載でも可。

2　堅ろうな広告物管理者設置届
- ・「屋外広告物許可申請書」に準じて記入すること。
- ・「現在受けている許可の年月日及びその番号」「旧管理者」の欄は空欄で可。

3　許可有効期間
- ・一般の広告物（野立、壁面等）は通常2年、高さが４ｍを超えるもの（広告塔等）は3年以内。立看板等の簡易なものは異なるので事前に相談すること。
- ・許可期間経過後も引き続き広告物を表示する場合は、更新許可の手続きが必要。

4　手数料の納付について
- ・申請には手数料が必要。基本的には広告物１個ごとに５㎡ごと 1,330円（照明無）または1,600円（照明有）。（立看板等の簡易なものは異なる。）
- ・申請書類提出（郵送も可）後、開発指導課にて書類の審査をし、申請者あてに納付書を送付するので、近隣の金融機関（納付書に記載）で納付すること。

※手数料の入金確認後に許可書の発行となる。

◆納付書、許可書の送付先を、申請者の住所とは違う場所に希望する場合は、申請書の備考欄または別紙に送付先を記載すること。また申請者が法人等で、送付先担当部課の記載が必要な場合も同様。

問い合わせ、申請書類送付先
〒410-8601
静岡県沼津市御幸町16-1　　沼津市 都市計画部 開発指導課　景観指導係
TEL:055-934-4762 FAX:055-933-1412 Eﾒｰﾙ:kaihatu@city.numazu.lg.jp